

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

目次

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（第一条関係）……………1

○消費者契約法施行令（平成十九年政令第七七号）（第二条関係）……………2

○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十三号）（第三条関係）……………3

）……………3

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓四百六十四（略）</p> <p>四百六十五 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和四年法律第五号）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓四百六十四（略）</p> <p>（新設）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第十三条第五項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条 消費者契約法（以下「法」という。）第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～四十五 （略）</p> <p>四十六 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和四年法律第百五号）</p>	<p>（法第十三条第五項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条 消費者契約法（以下「法」という。）第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～四十五 （略）</p> <p>（新設）</p>

○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十三号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第六十五条第六項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「法」という。）第六十五条第六項第一号（法第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第七十二条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 四十九 （略）</p> <p>五十 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和四年法律第百五号）</p>	<p>（法第六十五条第六項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「法」という。）第六十五条第六項第一号（法第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第七十二条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 四十九 （略）</p> <p>（新設）</p>